

## 法務省札幌矯正管区からのお願い

## 刑務所等の矯正施設に勤務していただける医師 (常勤)を募集しております。自薦、他薦を問わずご応募下さい。

北海道には、刑務所が7庁、少年院4庁および少年鑑別所4庁の合わせて15庁の矯正施設があり、少年鑑別所の3庁を除く12庁は診療所を設置しています。

その内、医療過疎地と言われる道東地区所在の釧路刑務所、帯広刑務所および帯広少年院、道央地区でも月形学園(少年院)において常勤医師が欠員になっており、現在は、地元の医療機関や医師に非常勤医師等をお願いしています。これらの施設では、被収容者の医療の適正化、充実化のために常勤医師として勤務していただける方を募集しています。

また、上記施設のほか、札幌刑務所および函館少年刑務所でも常勤医師を募集しています。

矯正医療に対するご理解とご協力を心からお願いするとともに、ご応募をお待ちしております。

なお、釧路刑務所、帯広刑務所および帯広少年院の非常勤医師も募集しておりますので、お問い合わせください。

☆ 官 職：法務技官(医師)

☆ 担当業務：被収容者の診察、治療、疾病の予防および健康管理等

☆ 応募資格：おおむね63歳までの医師免許を有する方

☆ 待 遇 等

- ・身分は国家公務員となり、給与は一般職の職員の給与に関する法律に基づき、医療職俸給表(一)が適用され、経験年数等に応じて月額が決定されます。このほか、期末・勤勉手当(いわゆるボーナス)、扶養手当等の各種手当が支給されます。また、無料宿舎のほか、福利厚生も整備されております。
- ・診療時間、大学医局等における研修については、別途、相談に応じます。

お問合せまたは情報のご提供は、下記までお願いいたします。

### 法務省札幌矯正管区

〒007-0801 札幌市東区東苗穂1-2-5-5

電 話 011-783-3911(代表)

ファックス 011-780-2207

担当：職員課長 西 見 卓 明

医療分類課長 紀 恵 理 子

札幌矯正管区は、法務省矯正局の機関で、北海道内の刑務所、少年院および少年鑑別所を監督する仕事を行っています。